

平成26年11月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(イ)第69号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・岩国簡易裁判所平成25年(イ)第205号)

口頭弁論終結の日 平成26年10月1日

判 決

京都市

控 訴 人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

山口県

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）

を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから民法704条の悪意の受益者であり、過払金に法定利息を付して返還すべきであると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件取引により生じた過払金元金90万3534円及び過払金に対するその発生時から平成25年9月24日までの民法704条前段所定の年5分の割合による利息（以下「法定利息」という。）30万0674円並びに上記過払金元金に対する同月25日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求めた事案である。

(2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容し、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 被控訴人の主張—請求原因等

(1) 控訴人は、貸金業者である。

(2) 被控訴人は、控訴人との間で、原判決添付の別紙計算書の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり、平成11年3月29日から平成19年9月15日までの間、本件取引を行った。

(3) 本件取引において被控訴人が控訴人に支払った利息の利率は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。

(4) 控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法の定めを超える約定利息は制限超過部分について無効であり、利息の債務の弁済としても元本に充当され、元本完済後の返済は法律上の原因のない利益として控訴人の利得になることを承知の上で本件取引を行っていたものであるから、制限超過部分の受領につき、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）43条1項の適用が認められない場合、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特

段の事情があるときでない限り、悪意の受益者（民法704条前段）であると推定される。

しかるに、控訴人は、本件取引における利息の受領につき、貸金業法17条1項及び18条1項（いずれも当該貸付けの契約に適用のあるもの。以下同じ。）各所定の各書面を交付していた事実を立証しないから、控訴人に、前記特段の事情はなく、悪意の受益者であることは明らかであり、過払金発生時から、年5分の割合による法定利息を付して、その受けた利益を返還すべきである。

- (5) 本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をすると、本件取引については、原判決添付の別紙計算書のとおり、平成25年9月24日の時点で、過払金90万3534円及び法定利息30万0674円が生じている。

- (6) 後記控訴人の主張(3)（期限の利益喪失）について

控訴人と被控訴人との間の基本契約にサイクル制の支払期日の定め及び期限の利益喪失特約が存在したこと、被控訴人が平成11年5月31日の支払期日の分割金の支払を怠ったこと、支払期日後は遅延損害金利率が適用されることは認めるが、期限の利益を喪失したとの主張は争う。

本件については、被控訴人は、被控訴人が支払を遅滞したのがわずか1日間にすぎないこと、約定利息と約定遅延損害金の差は84円に過ぎず、よほど注意深い借主であっても、遅延損害金を徴されていることを認識し得ない程度の額にとどまること、被控訴人が支払を遅滞した後も、控訴人は残元金に支払日までの約定遅延損害金の利率による遅延損害金を付して一括で返済を求めることなく、8年以上もの長期間にわたって取引を継続してきたこと、控訴人が被控訴人に対して、被控訴人の期限の利益喪失後の弁済を利息ではなく遅延損害金に充当した旨を通知していたと認めるに足りる証拠がないこ

と、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、控訴人は、被控訴人に対して繰り返し貸付けを行ってきたことなどに照らすと、控訴人は、被控訴人に対して、期限の利益の喪失を宥恕したか、または、控訴人が期限の利益の喪失を主張することが信義則に反するというべきである。

仮に、期限の利益の宥恕も信義則違反も認められないとしても、控訴人は、被控訴人が期限の利益喪失後に返済をした場合は、同返済日以後は遅延損害金ではなく利息を徴しているから、期限の利益を再度付与しているといふことができる。

- (7) よって、被控訴人は控訴人に対し、本件取引により発生した過払金 90 万 3 5 3 4 円の返還及び過払金に対するその発生時から平成 2 5 年 9 月 2 4 日までの民法所定の年 5 分の割合による法定利息 3 0 万 0 6 7 4 円の支払並びに上記過払金元金に対する同月 2 5 日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める。

3 控訴人の主張

- (1) 被控訴人の主張(1)、(2)は認めるが、その余は否認ないし争う。

- (2) 被控訴人の主張(4) (悪意の受益者等) について

ア 控訴人は、被控訴人を含むすべての顧客に対して、貸金業法 1 7 条 1 項所定の事項を記載した書面 (以下「1 7 条書面」という。) 及び同法 1 8 条 1 項所定の事項を記載した書面 (以下、1 7 条書面と併せて「1 7 条書面等」という。) を交付する十分な業務体制を常に整備していたこと、控訴人が「元金定額返済方式」を採用していたことなどからすれば、制限超過部分の受領に同法 4 3 条 1 項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。

イ 控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法 7 0 4 条の「悪意の受益者」ではないから、被控訴人に返還すべき過払金の範囲は現に利益の存する限りに止まるところ、受領した過払金の一部は法人税として納付

しており、これに相当する範囲で控訴人に利益は現存しない。控訴人の現存利益は、過払金元金の55%に相当する額である。

ウ 仮に、控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、法定利息の発生時期は本件訴状送達の日翌日である。

(3) 期限の利益喪失

ア 本件取引につき、控訴人と被控訴人との間で締結した金銭消費貸借基本契約においては、支払期日につきサイクル制（同契約成立と同時に借入れを行った場合又は同契約に基づく借入残高のない状態で借入れを行った場合は、借入日から32日以内に、それ以外の場合は前回入金日の翌日より起算して31日以内に支払うというもの。）とすることとし、支払期日までに利息又は元金の支払を怠ったときは被控訴人からの通知催告がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払う旨の期限の利益喪失特約があったところ、被控訴人は、支払期日である平成11年5月31日に支払を怠り、期限の利益を喪失した。したがって、それ以降は、遅延損害金利率の適用を認めるべきである。

イ 期限の利益喪失特約は、債務者に残債務を一括請求できる権利を債権者に付与するものにすぎず、残債務の一括請求をするか否かは債権者の自由な判断に委ねられていること、控訴人は、被控訴人から弁済を受ける度に、「利息充当額」と「損害金充当額」が明確に区別して記載され、充当額の計算根拠となった期間が記載された領収書を交付しており、控訴人は期限の利益喪失後一貫して期限の利益喪失を前提とした取扱いをし、被控訴人も自らの支払が遅延損害金に充当されることを認識、了解しながら支払を継続していたことからすれば、被控訴人の期限の利益喪失の主張は信義則に反しない。

第3 判断

1 被控訴人の主張(1)、(2)の各事実、当事者間に争いがなく、同(3)の事実は、本件証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。

2 悪意の受益者等（被控訴人の主張(4)及び控訴人の主張(2)）について

(1) 前記1のとおり、貸金業者である控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付けを行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成17年受第1970号同平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについて具体的な主張立証をしておらず、上記特段の事情についても、本件取引に関する具体的な主張立証をしていないこと（なお、控訴人は17条書面等を交付する十分な業務体制を常に整備していたことなどを主張するが、その主張に係る事情のみをもって、上記特段の事情に当たるということはできない。）からすれば、控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たるといふべきである。

(2) そうすると、控訴人は、本件取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき民法704条の「悪意の受益者」として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うといふべきである。控訴人が被控訴人から受領した過払金のうち現存利益（過払金元金の5

5%に相当する額)を返還すれば足りるとする控訴人の主張(2)イは、その前提を欠くものであって、到底認められない。

また、控訴人は、法定利息の発生時期につき、本件訴状送達の日翌日である旨主張するが(控訴人の主張(2)ウ)、法定利息は過払金発生時から発生すると解すべきであるから(最高裁平成21年(受)第1192号同21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照)、その主張は採用できない。

3 期限の利益喪失(控訴人の主張(3)、被控訴人の主張(6))について

(1)ア 控訴人と被控訴人との間の金銭消費貸借基本契約に控訴人の主張(3)ア記載のサイクル制の支払期日の定め及び期限の利益喪失特約が存在したことで、被控訴人が上記約定による平成11年5月31日の支払期日に支払うべき分割金の支払を怠ったことは当事者間に争いが無い。

イ 証拠(甲1)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、平成11年6月1日に1万8000円を支払ったこと、同年5月31日以降も、支払期日に1日ないし5日遅れた支払をすることがあったが、支払期日に遅れた場合にも控訴人は被控訴人に対して残元本全額及びこれに対する遅延損害金の一括弁済を求めることなく、平成11年8月23日以降18回にわたって合計188万3000円の貸付けを行い、本件取引は平成19年9月15日まで継続していたこと、被控訴人代理人弁護士による取引履歴開示請求を受けて、控訴人が同弁護士に送付した本件取引に係る取引計算書(甲1)には、平成11年5月31日の支払期日後に支払がされた同年6月1日までの日数分については遅延損害金の約定利率による遅延損害金が計上されているが、支払がされた平成11年6月1日以降次の支払期日までは、通常の利率により算定された利息が計上され、それ以降に支払が遅れた場合も支払が遅れた日数分のみ遅延損害金が計上されている(支払期日後に支払がされるとその後は通常の利率による利息が計上されている。)こと

が認められる。また、控訴人は、本件審理において、期限の利益喪失後に被控訴人から支払われる弁済金を利息ではなく遅延損害金に元金に充当した旨の記載のある書面を本件取引期間中に被控訴人に交付したことを証する証拠を提出していない。

- (2) 上記(1)アの事実によれば、被控訴人は、平成11年5月31日の支払期日に支払うべき分割金の支払を怠ったことにより、期限の利益を喪失したものと認められる。

しかし、上記(1)イ記載の諸事情によれば、本件取引における被控訴人による各弁済に対する控訴人の取扱いは、被控訴人が期限の利益を喪失していないもの、あるいは控訴人から期限の利益を再度付与したことをうかがわせるものであり、そのために、被控訴人は、当初の約定の支払期日より支払が多少遅れることがあっても期限の利益を失うことはないと誤信したものと解され、そのように信じたことにはやむを得ない事情があるといえることができる。そうすると、控訴人の期限の利益喪失の主張は、期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた被控訴人の信頼を裏切るものであり、信義則に反し、許されないものというべきである。

したがって、本件において、各貸付けに係る債務の弁済金につき充当計算を行うに当たっては、上記期限の利益喪失後も利息制限法1条1項所定の利率により充当計算すべきであり、控訴人の主張は採用できない。

4 被控訴人の主張(5)について

以上を前提に、本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をすると、本件取引については、原判決添付の別紙計算書のとおり、平成25年9月24日の時点で過払金90万3534円、過払金発生時から同日までの民法所定の年5分の割合による法定利息30万0674円が生じている。

5 結論

以上によれば，被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり，これと同旨の原判決は相当である。

よって，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 桑 原 直 子

裁判官 細 川 八 重

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年 11 月 20 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

